特約事項 (低入札価格調查対象案件用)

1 受注者は、約款第10条第1項第2号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、これらの技術者に求める経験を除き、これらの技術者と同等程度の技術者(受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。以下「低入札技術者」という。)を工事現場に専任で1名配置し、その名前その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。低入札技術者を変更したときも同様とする。

また、この場合において、低入札技術者と約款第10条第1項第1号に 規定する現場代理人とは兼ねることができないものとする。

ただし、発注者が低入札技術者の配置を必要がないと認めたときは、低入札技術者の配置を免除する。なお、この場合には、約款第10条第5項の規定にかかわらず、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼ねることができないものとする。

低入札技術者の配置: 必要・ 不要

- 2 この契約において、約款第4条第2項に規定する保証の額は、同項の規 定にかかわらず請負代金額の10分の3以上とする。また、同条第5項中 「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて同項を適用する。
- 3 約款第51条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて同項を適用する。
- 4 約款第54条第1項中「2年」とあるのは「4年」と、同条第2項中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて同項を適用する。